



## 第30回 障害者スポーツセンター改修工事をめぐる人権救済申立事件

人権擁護委員会副委員長 豊田 憲生 (65期)

## 1 事案の概要

東京都障害者総合スポーツセンターは、東京都北区に所在する、昭和61年開設の障害者専用のスポーツ施設で指定管理者が経営する施設である。このスポーツセンターは、大きく本館宿泊棟と増築棟に分けられ、増築棟は平成30年に開設され、本館は「利用者の安全確保」、「利用者目線で快適な施設」、「競技力向上に資する施設」との改修方針の下に、平成28年から令和元年にかけて改修工事がなされた。

申立人は、兵庫県在住の電動車椅子を利用する脳性まひによる両上下肢不自由及び音声言語機能障害を持つ方である。申立人は、改修が施された本件スポーツセンターに宿泊したところ、宿泊室、トイレ、浴場等に障害者に対する合理的配慮を欠く部分があると指摘し、当会に人権救済申立てを行った。

## 2 本件の調査

平成25年には共生社会の実現、障害者差別の解消推進を目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体を含む行政機関等には、社会的障壁除去のための合理的配慮について法的義務があるとされている。かかる法律の趣旨に鑑みれば、施設設備の利用ができない、又は著しく利用が阻害される状況にあって、障壁の除去を求めたにもかかわらず、合理的配慮を怠り、利用不可能又は著しく利用ができない状況のまま放置されたならば、平等権、人格権、移動の自由といった人権を侵害することとなる。かような合理的配慮の有無の判断にあたっては、障害者の人権問題に関する深い知見を必要とすることから高齢者・障害者の権利に関する特別委員会から特別調査員を選任し、さらに

都内の障害者宿泊施設へのヒヤリング調査等を行い一般的な施設の水準等についても調査を行った。

## 3 当会の判断

申立人が合理的配慮を欠くとして指摘した箇所の一部については東京都による改善がされ、その他は施設利用を著しく阻害する等の事情は認められず、人権侵害があるとの認定に至らなかった。

しかし、改善された箇所については、車椅子利用を想定した鏡面の高さ調整、ハンドタオルの高さ調整等であり、申立人の指摘がなくとも容易に想定できるものであって、利用者である障害者や関連団体の意見が適切に取り入れられたならば考慮することができ、かつとりわけ大きな費用負担なく行えるものと認められた。

そこで、障害者専用施設という本件スポーツセンターの性格を有し、前述のような改修方針を掲げながらも、改修するにあたり適切な障害当事者からの意見聴取の機会を設けなかった結果、容易に想定でき、しかも容易に除去可能な社会的障壁を生じさせたと判断し、人権侵害予防の観点からは聴取が不十分であり、人権侵害のおそれがあると判断した。

## 4 おわりに

本件の処理としては障害当事者からの意見聴取や継続的モニタリング等を実施するよう東京都に要望するに留めた。合理的配慮の場面では、当事者が対話を重ねること、そのための機会が適切に確保されることが重要である。多摩地域にも同様の施設が存在するほか、障害者の利用が想定される施設は多く、施設建設や改修、運営に際して、対話の場が確保されるよう動向を注視していく必要がある。